

平成14年 第1回沼田町議会定例会 会議録 (2日目)

平成14年 3月 8日 (金)

午前10時03分 開会

1. 出席議員

議長	4番	吉田好宏	議員	1番	久保寛	議員
	2番	野道夫	議員	3番	室田俊朗	議員
	5番	中村進	議員	6番	山田英次	議員
	7番	橋場守	議員	8番	大沼恒雄	議員
	9番	横山忠男	議員	10番	山木一男	議員
	11番	谷口清治	議員	12番	吉田俊一	議員
	13番	絵内勝己	議員	14番	杉本邦雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西田篤正	君
教育委員会委員長	山本秀雄	君
農業委員会会長	小西義光	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	市橋忠晴	君	収入役	藤間武	君
総務課長	平木昭良	君	地域振興課長	松田剛	君
財政課長	辻山典哉	君	農業振興課長	矢野潔	君
住民生活課長	辻広治	君	健康福祉課長	中村幸雄	君
建設課長	野々宮宏	君	和風園園長	半田昭雄	君
旭寿園園長	野原耕次	君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	篠田繁彦	君	次長	江田哲郎	君
-----	------	---	----	------	---

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金子幸保	君	議事係長	浅野信行	君
------	------	---	------	------	---

欠席：岩寺監査委員

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）おはようございます。ただいま定足数に達しておりますので、これより二日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により6番山田議員、11番谷口議員を指名いたします

(一 般 質 問)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。

3番室田議員、学校教育における地域社会の果たすべき役割他について質問してください。

○3番（室田俊朗議員）3番、室田でございます。学校教育における地域社会の果たすべき役割につきまして教育長のお考えをお聞かせいただきたいと考えております。

それぞれ今年の4月1日から新しい学習要領に基づく完全学校週5日制、また総合学習の本格的に導入がされる予定になっております。また、これとはちょっと関係ないわけですが「ゆめっくる」の学童保育が始まるということで、かなりこう教育の現場は以前に比べて変わってくるのではないかと感じております。そういった中で常日頃教育長もいっておりますし、学校の教育の研究大会等でも正に教育の理念は学校、家庭、地域社会が一体となって教育を行うということでございまして、そういった中で今回のこういう大きな改革の中では今までにまして地域社会の果たす役目が大きくなるのではないかと私は考えておるわけですが、そういった中で教育長、その地域の果たすべき役割についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

また沼田小学校、中学校におかれましてはすでに過去2年間総合学習の準備と申しますか、等をやっておられるわけですが、その成果等についてどのよ

うに評価されているのか、また今年、今年度からどのような方向で進む考えをもっておられるのか、お聞かせ願いたいと考えております。

それと総合学習等におけるですね、週5日制の関係もある訳でございますけど、PTA、地域社会との連携を今日までどうやってとられてきたのか、また一つの新しい方策として今回の教育長の執行方針の中にもありましたけど、学校評議員制度の活用についてはどのように考えておられますか。以上、3点につきましてご質問いたします。

○議長 教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）4月からいよいよ学校週5日制が始まるわけですが、始まる前まではどちらかというとその教育というのは学校と家庭という、そういう対峙をしてこられたのかなと思います。5日制のよってこれからはどちらかという家庭と地域との繋がりが一層重要になってくるという、今室田議員さんが今おっしゃっておられる、まさにその通りだと思います。そこでその教育の第一歩というのは模倣という事に私は尽きるのではないかと考えております。その模倣というのはその他人のやることを真似るといふ、そういう意味なんですけど、これは家庭においてもそうですし、社会においてもそうです。そういったその子供がその意識することもなくそういう大人社会だとか、家庭社会で無意識に見て育っていくというのがその模倣社会でないかと、子供の教育というのはそういうところに僕はあるのであろうと思うんです。

そこでその地域社会とどうこれから携わっていくかということになりますと、やはりその一言でいうのなら大人の背中を子供に見せるという、一言でいえばですね、そういうことになると思うんです。今いろいろな社会の中で非常に情報化が発達しておりますから、テレビだとかパソコンだとかいろいろな遊び事によっていろいろなその情報を子供は早く知るわけですが、逆にいうならば非常に言葉がちょっとどうかと思いますけども大人社会の汚いところが見えすぎるといいますか、そういう事が子供に非常に悪影響をもたらすんじゃないかと、そこでその地域社会の大人達がその子供達にどう喜ばれる、子供達が何を求めているのかということをして大人自身が僕は考えなきゃいかんと思うんです。それが学校週5日制によって土曜日、日曜日という時間ができるわけですから、そこをやっぱり社会全体で受け入れるとよいですか、子供達受け入れる、受け入れていくというか、そういうその仕組み作りをしていかなきゃならない。今まではどちらかいうと大人が声かけとよいですか、

朝子供に会えば「おはよう」と大人の方から声をかけたり、或いはその大人が学校から情報を得て子供や学校は何を求めているのか、大人は何をすればいいのか、そういうことをやはりいち早く情報をもって学校に親が出向いて、そしてそういう姿を子供が見ることによって子供が安定するというか、落ち着くというか、そういうようなことにも繋がっていくのでないかと、そう思っているところでございます。

それから2点目の、過去、総合学習の、過去の2年間の成果ということでございますが、ご承知の通りその総合学習というのは教科書がないわけです。それでその移行期間の間先生方は非常にどういう事に取り組んだらいいか、相当試行錯誤して取り組んでこられたと思うんです。その中で成果ということにはならないと思うんですけど、一年目についてはまず課題をどうするかということで小学校では先生方と一緒に研究されたと思うのです。ただ中学校になればどちらかという生徒主導型で生徒がどういう課題をもって取り組みたいのか、先生の指導によって総合学習的なこういう全体的な形というのはこういう形だという形を示して、そして生徒がそれに向かって課題を見つけていくという、こういうことでありまして、一年目はそういうことに尽きた。そういう課題を探すのに一年目は尽きたと、二年目についてようやく大きな、だいたい大まかなカリキュラムを作ってじゃこういうことをやってみよう、ああいうことをやってみようと試行錯誤しながらやってこられたと思うのです。ですから成果ということにはならないと思うのです。そうしてようやくその中でじゃ何とかいろいろな局の指導主事の意見なんかも、指導主事の指導を受けながら総合学習の姿というものをようやく見いだして本年度から本格的に始まると、そういうことになっているようであります。その中でじゃ14年度がどういう事に取り組んでいくのかということかと思うのですが、小学校においては、子供の主体的な学びを開く学習という、こういう位置づけをしているようであります。先生の計画の指導によって三つに分類しているんです。

まず一つは沼田の特色を活かしたもの、二つ目には沼田小学校の特色を活かすもの、そして三つ目には今日の課題を活かすものと、こういう三つの課題をもって教育過程が取り組まれています。

それから中学校においては、これは生徒自ら課題を作ったわけではありますが、学習の目標を、沼田町を見つめることを領域として目標を設定しております。しかもこの領域の中で三つに区分して取り組んでおります。一つは郷土の中から課題を見つけること、そして二つは郷土の現状を正しく認識すること、そして三つ目にグル

ープでの学習や他のグループとの交流を通じて考え方の幅を広げたり、協力姿勢を養っていくという、こういう三つの設定をして取り組んでいると、こういうことでございます。中身につきますと相当膨大な中身になりますのでそれは省略させていただきますが、そういうことで取り組んでいるということでございます。

それから三つ目の総合学習におけるPTA等、地域社会の連携、或いは学校評議員との制度ということでございますが、現在まではPTAと地域社会というのはこれはP連だとか、それから学校のそれぞれのPTA活動、学校とのPTA活動の中で取り組んでこられたと思うのですが、特に今新しくその学校評議員制度というのが非常に注目されているわけです。これは何かといいますと議員もすでにご承知だと思うのですが、やはりその今までの学校というのはどちらかという閉鎖的だということなんです。地域の住民が入ってくるとどうも先生はやりにくと、だからなるべくなら地域の人との交わりは少なく、せいぜい交わってもPTA会ぐらいなものだと、こういうことだったんですが、それではいけないということでやはり地域の特色ある学校づくりをするにはやはり地域の父兄だとか、地域の住民の声を取り入れなきゃいけない、その取り入れるためにはこういう評議委員制度を設けなきゃならんという制度ができたわけです。それでこの制度によって先生の意識改革をして学校経営を改善する、そして学校からも地域に発信する、こういう制度でございまして、是非ともこの制度を昨年度の執行方針でもちょっと申し上げたおきましたが、校長と良く連携を取りながら研究したい。今年はそれを活用したいという表現をしております。それで出来れば14年度中にこの評議委員制度を立ち上げて執行していきたいとこんな事を考えておりますので、ご理解をしていただきたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）3番。

○3番（室田俊朗議員）一再— 今それぞれ教育長のほうから説明があったわけでございますけど、総合学習の関係では今年の新道に出ている中で各学校それぞれ特色をもたしてやっているようでございまして、中にはその農家の協力を得て田植えだとか稲刈りの実習をしたとか、また地元の観光PRするCMビデオですか、作ったという、こういう反面、なかなかその地域の理解が得られなくてかえって教育委員会にいろいろお叱りがあったというものもあるわけです。なかなかこう、こういう事をやること自体に対してやっぱり地域の理解というのがやっぱり私は一番こう必要でないかと思うのです。そういった中で今学校評議委員制度の関係につきまし

て教育長の方から14年度中には立ち上げたいんだということでございますけど、この関係について特にその先生方の理解が得られるのかどうなのか。実際その実施にあたっていろんな問題がないのかどうなのか、ちょっと聞かせていただきたいのと、あとそのうちらも体育協会ということで役員やっておるんですけど、何とかその今のスポーツ少年団の後方支援をしたいということでいろいろ検討の段階に入っているわけでございますけど、なかなかその閉鎖的な部分があって我々がどこまでその学校の中に入っていけるかという事が今非常に懸念される部分でありまして、そういった面で我々その実際に具体的にどういうその地域住民として後方支援をしていいのかという、その辺若しくは具体的にその教育長の考えがあればお聞かせ願います。

○議長（吉田好宏議長）

○教育長（篠田繁彦教育長） 一点目の学校評議委員制度が学校で受け入れられるかどうか。先生方がそれを理解しているかどうかということですが、すでに私校長会におきましてこういうことひとつ考えているので、校長としてひとつ考えてほしいと。この評議委員制度というのは校長が自分の学校経営という、その特色ある学校経営を作るためにこうしていきたい、その中で自分でどうしても判断を仕切れないといえますか、もう少し住民の知識を得たいというときにこの評議委員制度に投げかけて、評議委員制度の意見を聞いて学校長が決断をしてやるということですから、先生の理解も必要ですけども問題は校長の考え方が一番重要視されると思うんです。それで校長が先生方にこういう事で私は学校～～運営したいので先生方もひとつご理解をしていただきたいという、そういうようなことで多分話をしていると思うのです。ですから、学校の先生方については私はそう問題じゃないんでないかとは思っておりますけども、いずれにしてもこういう評議委員制度がいずれ学校の中に入るというのは先生方も認識しているようでございます。

それから2点目のその地域のそういうノウハウですね、今言っておられる体協の教育力といいますか、技術といいますか、そういうものを学校の中に支援をしていきたい、これからは大変私こういう事は大事ではないかと思っているんですね。やはり開かれた学校づくりをするためにはやはり地域のノウハウをどんどん学校の中に入れて、やはり子供に教育することは僕は大切だと思っておりますので、すでにこの問題につきましてはこれも学校長に申し上げております。というのは、その専門的なその先生のもっている教科といいますか、そういうものを十分活かしてもらいた

めに是非ひとつそういう地域住民のノウハウを学校の中に入れてほしいと、申し上げましたところ、ある先生は是非それを今年は導入したいということでございます。今のところは体育部門ですが、そういった事で地域の力をお借りしたいとこういうことでございますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（吉田好宏議長） 3番。

○3番（室田俊朗議員） 一々々々 最後になりますけど、特に先程も申し上げましたけど地域と学校と家庭で子供を育てるわけございまして、特に教育長も今言っておられましたように大人の背中を見て子供が育つということで、ますます地域社会の果たすべき役割というのが重要になってくると私自身思っておりますし、教育長もそうやって思っておられると思うのですが、そういった中で沼田町の第4次総合振興計画の中にもそれぞれ子育ての関係だとかいろいろ書いてありますが、そういった中で出来ればその沼田独自の学校の子供だけでなく、その子育て支援プランみたいなものをたてる必要もあるのでないかと思ひますし、そういった中にも住民が参加して今後の沼田の教育の在り方というのか、子育ての在り方というのを検討する必要があるのではないかと考えるわけですが、その辺教育長どのように考えているか。

○議長（吉田好宏議長） 教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長） やはり子供というのはやっぱり地域社会で作っていかなくちゃならないという事は十分認識しておりますので、今生涯学習センターの「ゆめっくる」の中で生涯学習の一環としてですが、私、執行方針でも申し上げましたけれどもやはり通学合宿だとか、それから親子ふれあい授業、こういう事をやはり公民館の中で計画していきたい、これは新しい分野になるんですけども、そうすることによって子供と大人との繋がり、地域との繋がり私出来ると思ひますので、今すぐははっきり言えることはそういうことでございますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（吉田好宏議長） はい、よろしいですか。次に8番、大沼議員。沼田高校への支援策について質問してください。

○8番（大沼恒雄議員） 8番、大沼です。沼田高校への支援策についてということでお尋ねいたしたいと思ひます。今年の入学生というのですが、第一次募集結果において23名となっておりますけども、町外から沼田高校へ通学生徒は、これ何人になるのでしょうか。また在校生としては何人になるのか。できれば地域も教えて

いただきたいと。昨日町長の中の答弁で道路交通網に関しては検討委員会で検討していくという見解があったんですけども、教育長実質進路が決まるというのは11月には三者面談なりなんなりやって進路決まりますよね。そうなるたとえばその時点で道路交通網というか、その教育長の言われるその道路交通網のアクセスがきちっとしてないと、各、何というのですか例えば雨竜町だとか深川にしる何にしる周りの町外の学校に通達が全然出せないんじゃないかと思うのです。その為には僕はこれ9月までに結論を出さないとならないと思うのですけども、この辺教育長どのやっけてに考えているのかお尋ねいたします。

○議長（吉田好宏議長） 教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長） まず今年の沼高に今入る生徒ですが、まだ確定はしておりません。第一次の募集では執行方針で申し上げておりますが23名には変わりありません。してその中で9名が町外から通学されます。内訳を申し上げますと深川が1、納内が1、多度志が1、秩父別が2、北竜が3、雨竜が1という内訳でございます。それから在校生はどうなるかということですが、3年生は今年卒業されますので除くとしまして1年生23名を入れて考えますと2年生は現在37、今度は2年生になる生徒、1年生が2年生になる生徒ですが37名、3年生が38名、今年が23名、計98名の在校生になります。して、そこで内、町外から通学している生徒につきましては先程申し上げました1年生については9名ですね、それから2年生については21名、それから3年生については14名、98名のうち計44名が町外から通学をされるということでございます。できたらこの内訳ということでございますが、ちょっと私2年3年、あれしてませんので後程、内訳については申し上げたいと思います。

それから通学の手段ですが、路線の確保については先程おっしゃられたとおり昨日町長が申しておりますのでご理解をいただきたいと思いますが、ただその三者面談の時にこれは町長一貫していっておられたことなんでございますが、これは私もそうなんですけども、沼高に来る生徒はどういう手段であっても何とかその足は確保したいというこの一貫しておりますので、これは私各学校訪問をして入学の要請をしてきたおし申し上げてるんです。それは多度志であり雨竜であれ納内であれ。足につきましてはこちらの方でいろいろ対策をこうしてますのでご協力くださいと、そう申しあげております。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長） はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員） 一再一 そうですね、今まで間口対策でも何でも一生懸命やってきたことを無にしてしまうという形になると非常に困ると思うのです。現在今教育長言われるように100人足らずの生徒の内の大体半分近くがこの町外からきていると。それでちょっと分かんないですけども、例えば地元の中学生がその40人いた場合、地元から半数が上がらないとこの間口の問題というのはちょっと大きくなっていくんじゃないかという話も聞いたことがあるんですけども、これは割合なのかどうなのか分からないんですけども、教育長ちょっとそれが分かればもう一点教えていただきたいのと、それからやっぱり議会は別にしてもその、やはりほかから沼田に来る子供達にとってはその何とかということではことではやはりあまり心情的にということになると思うのです。だから出来ればもう沼高にくる生徒には例えば、沼田と深川はこれまでは北空知バスが通りますね。多度志と今JR線がそのもしかしたら廃止になるんじゃないかという考え方の中での心配なんですけど、このやっぱり雨竜地区、北竜地区、それから多度志地区の生徒の学校にはもう何とかいう方向でなくて、もう確保するんであれば確保するというのでしっかり言ってあげないと駄目なんではないかという気がいたしますので、この辺をもう一回きちっと考えてやっていただければと思います。

それとこれはあれなんですけども、今沼田高校のその対策としてポートハーディだとかそのパソコンだとか、自動車学校の関係ってやってますけども、これ在校生のお父さん、お母さんとよく話していると修学旅行のその経費というんですか、旅費というんですか、これを一律出してもらったら非常に親の負担が軽くなって助かると、その部分余った予算をそのこういった子供達の路線確保の部分にまわしてもいいんじゃないかという話が多少なりとも出てますので、もし、そっか、これ教育長にいつてもちょっとあれ違いですけども、校長ともし話できるのであればそういったようなことでまた考えていって、含めて考えていっていただきたいと思うんですけども如何なものでございましょうか。

○議長（吉田好宏議長） 教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長） 道教委の考え方はですね、沼高を残すという事は地域学校でなければならないという事が大前提なのです。そこで、それには半分以上の地元の生徒が入らないと沼高を残す意義が無いという考え方を持っているのです。ですから最低限2分の1、或は厳しくても40%程度は地元から入れなければ意味が無いのではないのでしょうかというのが道教委の考え方です。

それから2点目でこの路線の確保で「なんとか」という表現。これ私は、「なんとか」という事は、表現の仕方が悪かったと思うのですが、基本的にはっきり言っております事は確保しますという事をいっているのです。

それから3点目の、3点セットの問題ですけど、これは協議会の中で検討されていくと思うのですが、見直しを図るといふひとつの課題になっておりますので、これも含めて検討させて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。次に同じく、町立の教育機関の管理ほかについて質問して下さい。

○8番（大沼恒雄議員）次に町立の教育機関、幼・小・中の管理、今現在どのようになっているのかお知らせ願いたいというのが1点です。

それから次の2点目に、学校教育の充実について執行方針に入っています。1から4、1.豊かな心を育てる教育を目指してから、4.みんなで育てる教育を目指してまでの4項目。これは学校ビジョンとし具現化に努めると出てますけども、現時点において教育長はどのように感じているのか、例えば目標を100にするとしたら、今の出来が何%、何10%なのか、それとも超えているのか、その辺の見解をちょっとお尋ね致します。

特に子供達に人間としての基本的な考え方、豊かな人間性を育む事についての教師の今の役割を、教育長どのように考えているのかお尋ねしたいと思っております。

あの、教育長の持っている教育に関する理念と申しますか、これは私は理解しています。で、そういったものとして例えば、家庭・学校・地域まあ行政も含まれるのでしょうか、例えば三角形にして考えた時に大人の背中を見て育つ、大人の背中を見て育てという事。確かにそうなんですけど、家庭と学校と地域と離れた時に、子供と誰が一番接しているのですかと、これ教師なんですね。情報提供、これは誰がしているのですか学校がしている訳ではないのですね、教師がしていますね。

で、今の教師のそういった役割、役割というところちょっとあれかもしれないのですが、生徒に対しての教師のあり方。これもし、教育長答えたらその部分も含めて答えて頂きたいと思うのですが、如何なものでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）まず、1点目の町立の教育機関の管理をどのように行っているかという事なのですが、これはそれぞれ、学校長を中心として管理職がいらっしゃいます。その管理職の学校経営方針に基づいて管理しているというのが実態でございます。

それから、そのビジョンでございますが、1から4までの4項目の学校のビジョンについてでございますけど、まあ完全なものを求める事は非常に難しい訳ござ

いましてあくまでも、そういう形といいますか、学校のあり方というものに対しての取り組みを、このビジョンに持ってきてほしい。その中で、それに向かって努力したいという事でございます。それでそれが何%かと言われても非常に難しい訳ですが、鋭意 100 に近くなるように努力をしていきたいという事でございます。

それから、教師の役割をどのように考えているかという事なのですが、あわせて情報は学校でやると、生徒と接している時間は学校が長いのだよという事ですが、今子供の育てる中で、1 番問題になっているのはですね、家庭と地域が、ある専門家は破滅的という言葉を使っているのですが、その家庭と地域が昔から比べると、今の中で非常に問題が多いと、その中で、この家庭と地域というものを重点的にこれからやる。さっき室田議員の話の中にもありましたけれども、やはりその中で、執行方針にも申し上げておりますけれども、家庭教育の機能といいますか、それから地域にもつ教育機能といいますか、こういうものをリンクさせていかなければならないと思うのです。非常に中々難しいと思います。

ただ、それは何故かと言ったら、家庭では核家族になっていて昔からの良い事が子に伝わっていないという弊害があるのです。それが今日の色々な弊害が起きているという事と、それと今、非常に地域社会において、情報化が物凄く発達している訳です。そのために、昔であれば寺子屋という、ご存知だと思うのですが情報がなにも無かったのです。先生の情報によって寺子屋というのは、先生の話聞いて子供は目を輝かして勉強をしたというのが寺子屋なのですが、その時はテレビもなければ何も無い訳ですよ。だから情報は全て先生なのです。ところが今は、テレビがあり、色々なものメディアが発達していて、ひょっとしたら先生よりも早く情報を得ている子供たちが多いと思うのです。非常に先生としてはやりにくい時代だと思うのです。それだけに何が求められるかという、先生もその上にいかなければならない、情報をもっと先にとるような勉強をしなければならない。研修をしなければならない。それだけ先生というのは逆に言えば、大変な時を迎えているのではないかなと思うのです。

ですから、学校の先生はもっとしっかりしてと親は言うのですけれども、今さっき私言いました家庭と地域社会というのは学校に責任を今、げんに押し付けている所もあるのです。学校にしつけをしなさいと言っているのです。自分達が躾しないで、それを学校に躾しなさいと言っているのが今、社会問題になっていると思うのです。ですから申し上げましたように、子供に接するのは先生が多いのですけれども、そういった情報化社会で非常に今先生が大変な時を迎えている。そこで、今じゃあ具体的に沼田の義務教育の中で先生方はどうしているかといいますと、これは私、総合的な学習の時間の中で、先生と色々なお話をさせてもらいましたし、その作っている本も見させて頂きましたけれども、その中で、最終的にこう言っているのです。

先生の中の言葉で、総括というみたいな事なのですが、その教師の指導力を問われる場を設定し、自己に厳しい目を持ち、研鑽を重ねていく事を意思統一するとなっているのです。それは先生方同士がですね、今までのようなやり方じゃ駄目だと、お互いに批判をしなければならない。先生の教え方をお互いに切磋琢磨するために批判をしあうのだよという事だと思うのです。そこで今、説明責任という言葉がありますね、学校の先生がこれからは子供に教えている事を、親に説明する説明責任というものが今求められている訳です。今言っている学校の先生というのは、非常に生徒との接触が多いのだけれどもどうなっているのかと、こういう事なんですけどもそこにいっております。説明責任を先生はしていくと、そのためには、説明責任をするにはどうするかというと、今、テストが色々ありますが、学力テストですね、学力テスト、知能テスト、これはそういう子供の能力を引き出すのは先生の指導力なのですが、それを見るのはこういうものしか無いというのです。そういうものによって、そういう結果をきちっと親に先生は説明していくというのです。これから。そうする事によって親も認識するというのです。そこに家庭と学校との繋がりを密にしていって子供の教育をしたい。こう言っておりますので、非常に先生方も一生懸命私は取り組んでいると思います。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員）教育長、ちょっと僕が聞いた事とちょっと違うような気がするのだけれども、僕は教師というのは昔から先生と言われる人達ですよ。なんで先生かという、そんな事言わなくても分かるだろうけどもね、あまりにも今、子供たち、生徒がいて教師が、じゃあ子供たちの立場にたって物を考えてったりしていますかという事を逆に聞きたいのです。それで道徳というのは、難しい事じゃなくて、道徳というのは小さい時から家庭であり社会であり、悪いものは泥棒したら悪いのだと、こういったものが道徳じゃあないかなと思うのですよ。そういったものを今、先生方が難しい形で一生懸命考えたって考えなくたって道徳は道徳なのだと思うのです。

僕がいうのは、家庭でも勿論道徳は教えます。悪い事は駄目だったら駄目だと言います。だけど、家庭と学校、家庭の自分の子供、学校に行った時には先生に預けますね、教師に預けますね。その時に、先生が道徳とかそういったものについて、じゃあどれだけの今、先生方が道徳に対して関心を持っているのかなと逆に思っちゃうのです。情報というのは確かに今の子供たち早いと思いますよ、テレビでも何でもありますから、だからその情報に取り入って、先生方がその情報より更に先に進むのじゃあなくて、でも基本にあるのは教育長、道徳でないですかそれこそ。で、その道徳があって子供達に教師がどういうものだよと、世の中どういうものだよと教えて行く、その教師の立場というのは普通の人間と違って教師として、それ

こそプロフェッショナルそういった人達じゃあないかと僕は思うのですね。

だから、教育長が掲げている理念まで近づくとした時に、その表裏一体というのは教師が子供達といかに接するのか、その中でできない事が、例えば親も協力してくれ地域も協力してくれという考え方に一つはなっていっても良いのじゃないかなという気がしますね。

それはまた後でお願いしますけど、さっきの管理の話ですね。まず管理の話に戻りますけど、教育長、中学校の事件あまり御存じなかったのかな。もしかしたら、知っていますね。知っていれば良いのですけれども。知っているのが前提だとしたら、例えば、それについて私ちょっと尋ねたのですけども、カギが開いていなかったら入らなかったと思いませんか。カギが開いたいたから入っちゃっているんですね。それがもし、この間の、私去年もやりましたけれども大阪の池田小学校事件の時みたいに、昼間じゃなくて、そういった人間が夜入っていたらという事を考えたら教育長どう思います。

単純にこれは、良いとか悪いとかいう問題じゃあないのではないのかなという気がしますね。だから、もうちょっとその辺を、危機感を持ってやって頂ければなど思うのが最初の質問でございます。

それから今の、2点目についてはこれも教育長、僕は教師の役割という事を謳っていますけども、あの最近例えば子供達に対してぬれぎぬをきせると、言葉悪いのですけど、お前がやったのと決めつけてしまって、やったことは本当に子供が悪いのだったらそれは子供を怒っても僕は先生として当たり前だと思うのです。でも、教師と生徒という前に、人間と人間なのですね。子供達もこどもの人権というものを持っています。教師が悪い事したら何故謝らないのですか。そういったことって聞いてます教育長。多分色々な苦情も行っていると思いますね、だから教育長の持つ理念というのは僕はすごく分かるのですけど、理念の前になんでそういった小さい事が出てくるのですかという事が、教師の役割じゃないですか。学校とか情報とかいう以前に、そういった事をもうちょっとこうきちっと、これは教育委員会に言って教育長にやれと言っている訳ではないのだけれども、できればそういった指導を生徒側は生徒側、学校側は学校側でやっていって頂きたいと思うのだけれども、教育長どうですか、言っていること、ごめんなさい申し訳無いのだけれども理解できます。分かりますね。(教育長「はい」)

そしたらそれ答弁いりません。終わります。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番、橋場議員。新学習指導要領について質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）今、教育長が室田議員に答弁の中で、教育は模倣が原点だと、大人の背中を見せなきゃ駄目だという事で、本当にその通りだと思うので、こ

れでもう結論でたなど、日本の教育はもう駄目だと、子供達に何を期待したって鈴木宗男から始まって警察の不祥事、子供が見たらああ俺達やっっているのだという悪い方ばかり出ていますよね。特に上級の方の、警察の不祥事だって上級の方ですよ。下の人達がもう本当に国民の安全を守るため、一生懸命やっている人達あまり悪い事していないのですが、だからこれは結論的にはいくら教育長が頑張っても駄目だなというふうに思ったんですけど、まさに大人の背中を見て子供が育つという事だと思いますが、私、教育長の方針を見て、新しい学習指導要領に対して一つも批判、例えば疑問というものが出てきていないのです。今、沼高がどうなるかという事で騒いでいますけど、新しい指導要領ではどこの学校、小学校から学校を選べるようになるのですね。沼田中学生、中学校に入らないで俺は滝川の学校に行きたいからといって、中学生が滝川に行くかもしれないのです。こういう状態が、新しい指導要領の中に出ている訳なのです。

ところが教育長の方針の中には、そういう事が一つも出てこないのですよ。たまたま沼田は中学校1校、小学校1校だから良いのですけれども、都会に行ったら隣の学校。自分の学区ではなくて、あっちの学校の方が良いのではないかという事で、モデルにやった所の校長先生は自分の所の生徒を集めるのに、外回りして学校にいないというのは、こういう所まで出ているというのです。

こういう新しい指導要領の、悪い所というのもやはり出してこういう事がありますというような所が必要ではないかなというふうに思うのですよ、で、教育長はゆとりのある学校教育をするという話でありましたけれども、私の読んだ本では、土日が完全に休みになりましたから、5日制になりますと、1年生、2年生が5時間授業今でもあるのですね。というのは、現行の学習指導要領というのは、1週6日制の状態のまま想定して作った指導要領なのだそうですね。それが第2・第4の土曜日が休んでしまったために、1年生でも5時間授業やらなきゃならない状態ができた、今度新しい指導要領の中では、その時間が1年生・2年生で週1日、毎週1日増えるというのです。これは確認したいのですがどうでしょう。

それから3年生でも6時間授業の日ができてくると、4・5・6年生では週3日間6時間授業があると出ているのですが、これは本当なのかどうか確認させて頂きたいと思います。

例えば、2年生で教えていた、3桁の足算・引き算というのは3年生にいったのだそうです。ところが問題としてはこんなのが出てくるのだそうです2年生で、105引く90というのが出てくるのだそうです。3桁が入っている。しかも、先生の話では、真中に0が入る引き算というのは一番難しいのだそうです。それが2年生でやる。何故かといったら答えが2桁になるからというらしいのです。105引く90と言ったら答えが2桁になる。こういうのが殆どはいったままで、時間数だけ少なくな

っていく。

それから3年生での割り算では、13割る4というのは、端数が出るのですけども、これは3年生では筆算でやらないのだそうです。全て暗算でやりなさいというのだそうです。何故かといったら、余りの出るやつまでも3年生では暗算でやりなさいと筆算は4年生からと新学習指導要領では決まっている。全然、ゆとりのある学習なんか想定できないのではないかと思うのです。そして現在40代の人達が小学校で習った漢字は880だと、現在は1006も126も増えていると、漢字の場合は数が126増えただけでなくて、それには音読み・訓読みそれから単語が入るという事になったら相当な膨大なものになっている。こういうのが殆どそのままになっているというのが、学校の先生たちの心配なのです。それに時間数が第1・第3の土曜日が休みになったのに、更に総合学習というのが増えるので、ここに書いてあるのは昼休み30分今までであったのが、それは無くなって掃除の時間になるという事なのです。それから総合学習なんかがあるので、運動会だとかこれまでやっていた遠足だとかは中止したりしているというのが、書かれているのです。

そういう事について、私はまあ教育長のこの方針すごく良いと思いますけれども、教育長あの町長に任命されて議会で同意されるけど、国から首切られないでしょう。やっぱりもうちょっと、沼田の教育委員会らしく、やはりこれは違うのではないかと、国のやることに対して間違っていると思ったら、やっぱり反旗をひるがえさないといけないのじゃないかなと思うのです。で、ここにですね、これは6月号の現代思想という本なのですが、この新しい新学習指導要領を作った当時の教育課程審議会会長である、三浦しもんという人にルポライターのさいとうたかおさんという人が会って聞いたのだそうです。そしたらこう言ったというのです。今まで落ちこぼれのために限りある予算とか、教員を手間暇かけすぎて、エリートが育たなかった。これからは、落ちこぼれのままで結構でそのための金をエリートのために割り振る。非才、無才はただ実直な精神だけ、ようするに道徳だけ守れるような勉強なんかどうでもいいのだと、養ってくれば良いという事をインタビューに答えているのです。現在の学習指導要領できた時も、NHKでやはり生放送やったのだそうです。父母の方から、教育局の偉い人に、これじゃあ子供ついていけないのではないかと言ったら、それはこの学習指導要領というのは全部分かってもらうつもりではないですよと、3割りの人が分かればいいのだと言ったのだそうですけど、その延長線にまだ悪くしたのが、新しい指導要領ではないかなと思うのですけれども、良い所もあるのかもしれませんが、飛び級だとか、飛び学級だとかこれらは、小学校の中からも、良い学校、悪い学校選別してしまう事ですよ。その良い学校の生徒がみんな良くと、もう小学校の時代からそういう格差をつけられてしまって、いかに人格を傷つけるか分からないような教育が進められるのじゃないかなというふ

うに私は認識しているのですけれど、良い所もあるのでしょうか、こういう点についてはどう思っていますか。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）新学習指導要領については、色々な学者の中でも非常に別れている所があります。ただその中で、橋場議員もすでにご承知かと思うのですが、学びの進めという文部科学省が出したんですね。この学びの進めの中で、そういう色々な誤解を招いている所を、ここできっちりと学校に指導して下さいという事できているのです。それによりますと、個に合った子供の教育をなささいという事なのですね。ですから、その個に合ったという事は、地域の学校の事情にもよるのでしょうか、一つの時数についても最低基準ですと、その最低基準の中で学校に裁量権を与えてくれているのですね、そこで子供の教育力によって先生の判断で、その時数がある程度変えていくこともできるようになっているのです。

ですから、その辺をご理解して頂きたいと思いますが、それと週によっては、土曜日の時間がなくなったために、その月曜日から金曜日の中で週6時間授業が3日あるというのですが、2日なんですね。3日じゃなくて2日なんです。週のうち6時間授業が2日あるのです。それがちょっと長いかなという事なんです、それと学校を選ぶ。これはチャータースクール制と、すでにイギリスやアメリカではやっている事として、日本では東京では、すでに同じ区の中でもう学校を選んで、今まで満杯の生徒が次の年は半分位になるというような、そういう極端な例もあるようですから、そういう時代になってきている。それはその学校の教育力といいますか、先生の資質にもよるのでしょうか、そんな事で選別されている事は確かだと思います。

いずれにしても沼田においては、幸いな事にそれほど今、新学習指導要領による弊害というのは、そんなに起きてはいないのですが、ただ総合的な学習時間が出てきたために、今までの時数が少し足りなくなってくる傾向にあると、ですからそういった事は先生方の努力によってカバーしようと、こういう先生方の申し合わせをしておりますのでご理解をして頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員）一再一 確認した事について何もなかったのは、確認された事と同じ事なのかと思うのですが、教育の原点は家庭であるという事を自覚せよという事なのですが、実際に今、子供を学校に送っている親が本当に家庭で、そういう教育を出来るのかなという事をちょっと疑問に思うのです。というのは、今子供を児童・生徒を学校に送っている親というのは、丁度、現在の指導要領のもとで競争原理の中でとにかく良い子で、良い学校にという事で、教育さえ勉強さえ出来れば良いと、テストの点が良くなれば良いという教育の中で育ってきた人なのです。

ようするに道徳とは何かといたら、人に迷惑をかけないという事でしょう。他人に対して迷惑をかけない。ただ、町長も拾ったというけど、春の缶拾いに行ったら、オシメが買い物袋に入れて他のゴミと一緒に投げてあるのですよ。こういう親が子供を本当に教育できるのだろうか、私やっぱり家庭の親がしっかりしなきゃならないというのは分かりますけどね、そういう親の所で育った子供も学校の中でやはり、道徳をきちっと教えてやれるような状況が一番望ましいのじゃないかと思うのです。

家庭では中々数学や、国語だとか教えれない親がいても、学校では平等に教えてあげる、分かってもらわなければならないというような、そういうのが私は学校教育だと思うのです。今の新学習指導要領見てると、農家が農産物が市場原理に掘り出されましたよね、それでめちゃくちゃになってしまった。それと同じように、競争原理、市場原理というのは競争ですから。教育そのものも、市場原理の中に流れ込まれてしまうような危険を私は感じています。まあ、教育長となんぼやっても、教育長は上の言うとおりに、かっとなんぼ進むのかもしれませんが、私はやはりもうちょっと批判的に見ても良いのではないかと思うのですが。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）私も去年、執行方針の中で道徳という改めて課題を設けてはいなかったのですが、改めて私今回、道徳の推進をあげさせて頂きました。

それは、今言っている教育力の問題が起きているからであります。それは、家庭では中々先ほど申し上げましたように、核家族の中でおじいちゃんがおばあちゃんがいる、そういう方の良い面を子供に伝えるという、そういう役目がたち切れている。そこに若い母親、父親というのは、その手法を持って育ってないものですからそれがわからない。ですから、そういう所に問題が起きているので当然学校の授業の中で道徳の課目がございます。それは、1年生から6年生まで年間34時間ですか、1年生が34時間、2年生から6年生まで35時間の道徳の時間を持っておりますので、その中で当然その人間としての規範といいますか、そういうことを私は教えていると思っておりますので御理解をして頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）次に、同じく7番。学童保育の土曜日実施について質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）教育長の方針を見ましたら、学童保育こども館についてで、学童の健全な遊びの促進や体力の増進を図りながらと、教育的な中身だけ書いているのですが、学童保育はやはりそれだけじゃなくて、社会福祉的な中身も持っているのではないかと思うので、やはり公務員の人達は土日休みですけれども、一般の人達で土曜の休みの人は、あまりいないのです。例えば、仕事が無くなって休んでくれというのはありますけど、通常はやはり土曜日は出ているので、土曜日もや

はり開園というか開館というのですか、こども館ですから。これは必要でないかなと思うのですが、そういう要求はやはり働いているお母さんの中からありますし、特に農家の人達だったら夏になれば殆ど畑に出なければならぬというのがありますから、土曜日の開館を是非やってほしいなと思います。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）この学童保育を作るにいたって、町長の姿勢方針の中でずっとこられたのですが、色々思考錯誤でどういう形が良いのか非常に悩んできたのですが、その地元には児童の保育所、社会福祉〜〜、まあ土肥さんがやっておられる。それから幼稚園があり、そして今の低学年の教育という事で。

まあ一言で申し上げますと、この学童保育の目的というのは放課後、学校が終わった、授業が終わった放課後の児童の一定時間を指導員のもとで組織的に保護する。教育するという、こういう事でございまして、ですから放課後という事はあくまでも授業の学校が開いている時ですから、月曜日から金曜日までですね。週今度5日制になりますと、土曜日が休みになりますからあくまでも月曜日から金曜日の午後1時から5時までを学童保育として希望の方は入れるという事です。その基本をひとつ御理解をして頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）7番。

○7番（橋場 守議員）—再— それは基本って、あの教育的な立場だけでなく、鍵っ子対策で学童保育の要求というのはあるのですよ。それにやはり応えなければならぬのではないかなと思って、要望だけしておきます。

○議長（吉田好宏議長）はい、以上で教育長に対する一般質問を終わります。これをもって一般質問を終了致します。ここで休憩を致します。ただちに全員協議会を開催しますので議員の皆さんは議員控席にお集まりを頂きたいと思います。

1 1 時 0 3 分 休憩

1 3 時 3 3 分 再会

（一 般 議 案）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第3、議案第37号。平成13年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第37号 平成13年度沼田町一般会計補正予算について。平成13年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成14年3月7日提出。沼田町長名でございまして。別冊の補正予算第7号、1頁をお開きを願いたいと思います。

（以下、補正予算第7号説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。それではここで暫時休憩を致します。

14時15分 休憩

14時28分 再会

（欠席：岩寺監査委員、小西農業委員会長）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（野 道夫議員）2番。ちょっと簡単に〜〜〜しますけれども、まず支出の面で、35頁の3400万の負担金補助及び交付金のですね中山間の、総合整備事業の減額の金額なんですけども、この34,000千円の中なんですけど、27,716千円。先ほど辻山課長の方から、今年でこれが中山間は最終というような事でこれが減額をしたんですよというお話をされたんですけども、これの中身をもうちょっと教えて頂きたいなと思っておりますのと、次の36頁の上の段の説明なんですけど、農地流動化の対策支援事業補助金の減額の10,000千円、これについての中身をですねもうちょっと詳しく教えて頂きたいと思います。

それと次、37頁の19節の負担金補助及び補助金なんですけども、町営バスの利用助成金の増額1,159千円これは、バスの予算はみておったんですけども、今後、今後という事はこれからかなり使われる予定か何かがあって、これだけのバス利用の助成金を増額したのかなという事なのだけけれども、これちょっと中身的に教えて頂きたいと思っておりますのと、それから、44頁の生涯学習セミナーの委託料、1,260千円減額を致しております。あの、一人のまあ講師の謝礼金というような事でお伺いしたんですけども、一人120万円の謝礼というと、ちょっと考えられないな。だいたいこの間木元さんたったか、何か来たの、70万か80万円位だと思うんですけど、それ以上の人を呼ぶといたら、どんな人が126万円だったのかなという事なんですけど、これの中身を説明をして頂きたいなと思えます。

それと、ごめんなさい。前戻って、10頁のちょっと私こういうの勉強したいなと思ったんですけど、たばこ税とか出ていますよね、この入湯税と目的税にしたがって使われているのかなと、入湯税と目的税にしたがって支出の方で使われているのかな。これらの中身簡単に説明をして頂きたいなと思えます。

それと、18頁の農業振興の基金ですね、これが上から3段目。1,200千円、農業振興基金の繰入ですね。120万円。これについては、支出の方ではかなり数字が出ているんですけども、収入の方で何か少ないような感じで、この中身ちょっと説明をして頂きたいなと思っております。

それと、20頁のこれもちょっと聞き間違えたのかなと思うのだけけれども、上から3番目。食料環境基盤確立緊急対策事業交付金の7,655千円の減額。これを先ほど、

道営事業の減額によってこういう事になりましたという説明があったんですけども、どういう事業の関係の減額とかが結びつくのかなという感じで、この中身ちょっと教えて頂きたい。どうも以上です。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）7目の道営事業費の関係でございますが、中山間地域総合整備事業の方はですね、今年度をもちまして事業完了というような事で、事業が完了という事で、事業費が確定したという事で減額をさせて頂きたいと思っております。

○2番（野 道夫議員）何頁ですか。

○建設課長（野々宮 宏課長）すいません。35頁のですね、7目の道営事業費です。

○議長（吉田好宏議長）中山間の関係ですね。

○建設課長（野々宮 宏課長）道営中山間、沼田地区につきましては今年度完了予定という事で、事業費が固まったという事で、減額をさせて頂きたい。

○議長（吉田好宏議長）いいですか。

○2番（野 道夫議員）はい。

○議長（吉田好宏議長）次、はい。農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）36頁のあの、上から2行目の農地流動化の支援補助金1千万円です。この関係ですけども、当初このとおり1千万円予算を見ていたのですが不用のため、全額減額という事ですけども、これは、年度予算は4月から始まる訳ですから、例えば4月の20日に土地移動が出てきて公庫資金を借りる。そうすれば、公庫資金の元利金これを支払うのは、当該年度の11月30日に支払うことになります。例えば5月に土地移動で取得資金を借りても11月30日に、その期中の分を払うことになります。で、そういうものが出てくれば、この1千万から支援をする予定でありましたけれども、たまたま農地の移動については11月30日の期日を超えた12月に移動があったとか、1月2月に集中したとか、そういう事から当該年度の支援分の発生は無かったので減額するものでございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、いいですか。

○2番（野 道夫議員）はい。

○議長（吉田好宏議長）次は、はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）37頁の、町営バスの利用助成金の関係であります、これにつきましては、幌新温泉までのバス乗車に対しての助成であります、当初ある程度見込んで5,767千円という予算をみてた訳でありますけども、年間経過を致しまして、3月までの予定を見込みますと、1,159千円。この程度が助成金の不足が生ずるということで、支出の方でこの金額を増額させてもらっているものでありまして、この支払いについては歳入の、使用料手数料の中の総務使用料で、町営

バスの使用料として歳入を同額しているものでございます。

○議長（吉田好宏議長）いいですか。

○2番（野 道夫議員）町営バスの、油とか運転手か何かですか。ああ、無料バスのために使われるあれですか。

○財政課長（辻山典哉課長）バス料金の助成をいたしまして、それを歳入するのは町営バスで受けて、それがいわゆる経費としての財源となるという事でございます。

○2番（野 道夫議員）はい、分かりました。

○議長（吉田好宏議長）はい、次は、44 頁かな、次長。

○教育次長（江田哲郎次長）44 頁の、生涯学習セミナーの委託料の減額 1,260 千円の話ですけれども、これにつきましては、一応予算は 200 万を今年みてございます。それで、今年、生涯学習センターの建設の年という事も重なりあいまして、最終的に講師は二人を一応みておりましたけれども、丁度その時期もかなり重なった時期でございました。それで一人は、最終的に相手の都合も悪くなって、駄目だという事で最終的に木元教子さんが 75 万ですか、で、それぞれ講演を終えてございます。ちなみに、出席者 420 名という近来に無い出席人数でございました。これは一重に J A ぬまたとか、商工会、土地改良区さんのそれぞれのご後援があつてのことだと感謝してございます。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。

○2番（野 道夫議員）そうしましたら、だいたい一人は 70 万くらいの講師料という事で~~~~~ね。

○議長（吉田好宏議長）2 番。

○教育次長（江田哲郎次長）一応、200 万という形で、講師というのは人にそれぞれ人数、大体二人としたら 200 万としたら 100 万ほどという形にはなりますけれども、人によってそれぞれランクもございますので、一概にはいえない訳でございますけれども、だいたい二名程度という形には考えてございました。

○議長（吉田好宏議長）野議員。あの、一通りの質問終わってから疑問点は述べてください。次。

○財政課長（辻山典哉課長）次、歳入の 10 頁であります。入湯税の関係でございます。先ほど野議員おっしゃられた、たばこ税については、これは目的税ではございませんので通常の一般財源でございます。入湯税についてご説明申し上げますが、おっしゃるとおりこれにつきましては、目的税でございまして、入湯税の発生をする地域のいわゆる環境整備、或は消防施設整備、こういったものに充てるという事が目的税の主旨でございまして、当入湯税につきましては、温泉周辺の公園等の周辺環境整備という事の経費にあたってございます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。はい。つぎ。

○財政課長（辻山典哉課長）次、歳入の18頁であります、8目の農業振興基金の繰入金の120万のご質問だったと思いますが、これにつきましては、歳出36頁。これは農業総合対策費の補助金であります、農業生産組織育成支援事業の補助金、つまりこれにつきましては、町の単独施策でやっております協業化・法人化、こういったものに対する支援の助成金でありますけども、今回120万円の補助金増を予算計上をさせていただきます。この120万円に対する財源として、農業振興基金の繰入金を120万充てているという事でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、次20頁。

○財政課長（辻山典哉課長）はい、次に20頁歳入であります、食料環境基盤確立緊急対策事業交付金でございますけれども、これにつきましては、21世紀パワーアップの延長にあるものでございまして、道営事業のパワーアップ対象講習に係ります5%受益者分担金残りにつきましては、地元負担を3分の1と3分の2で、その3分の2を当時、道が負担をしていた。ところがそれを、土地連の推進交付金というふうに変えたものでございます。以上です。

○議長（吉田好宏議長）野議員よろしいですか。

○2番（野道夫議員）分かりました。どうもありがとうございました。

○議長（吉田好宏議長）ほかに、質疑ありませんか3番。

○3番（室田俊朗議員）3番室田でございますけど、37頁のですね、農産加工場の関係で15節の方に工事請負費がですね、残という事で4,739千円ですか、ある訳でございますけど、この関係、残さ処理の関係と工場の床の関係だと思うのですが、これは工事の残なのか、まるっきり手をつけていないのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですが、もしか手をつけていないのだとすれば、まあ新年度の事業で再度予定しているか、繰越明許になっているのかその辺ちょっとお願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）はい。農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）はい、只今の残さ処理でありますけども、当初はですね、簡易なもので計画を致しております、総額今回減額をするものでありまして、色々検討を加えてきた訳でありますけども、モデル的な処理機、こういうものをデモで実演をしてみたい訳でありますけども、その細部については一部フキのような繊維質の随分強い物がございまして、この分については細菌による分解といえますか、そういう処理がですね残骸的に随分残りまして、効率が悪かったと。こんな事もございまして、とりあえず特殊な加工場においては残さ物でありますから、とりあえず当該年度見合して、降年次においてですね、色んな機種、色んな形体での処理がありますので、今後又検討した中でより、有効な施設という事で、今後の中でまた検討を加えて行きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。3番。

○3番（室田俊朗議員）－再－ まだ新年度予算見ていないのですが、新年度予算の中では、なんぼかこの予算はみていたのかどうなのか、先ほども質問したのですが、その辺どうなっていますか。

○議長（吉田好宏議長）ちょっと休憩します。

14時46分 休憩

14時47分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）はい、ちょっと申し訳ありません。残さ処理堆肥板施設。当初ですね、約340万くらいで関連施設を計画を致しております、当初予算に計上致しておりました。先ほど申し上げました、残さ処理、色々な細菌もございまして、モデル的な機械とプラス、出てきた残さ処理されたものをですね堆積をする総合的な施設として考えていた訳でありますけれども、まあ、簡単に申し上げますと、中々思ったように全量が全てが処理でき得なかったと。デモによってそういう結果が出ましたので、全て見合わせた。一切工事は行っておりません。で、降年次の対応でありますけれども、これも本年ですね、色んな形体、形式がありますから、十分検討した中で検討を加えていきたいと思っておりますけれども、新年度の14年度の予算には特にまだ、検討を加えなければなりませんから計上しておりませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。はい。他にございせんか。山木議員。

○10番（山木一男議員）10番。26頁の、20款ですか、定住促進費。その中の融雪溝の何か機械の補助金ですね、これが極めて45軒分用意して7軒しか使われなかったよという、さっきの説明でありますけれども、極めて利用率が低い。何が原因か、わかっておられますか。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）融雪施設の設置の関係でございすけれども、当初ですね、町づくり懇談会等色々な場で、融雪溝事業区域外の対応をどういう具合に考えているかという事で、その時点では相当数の希望があるというような事で、判断しておりました所、ちょっとPR不足もあったかも分かりません。その点は反省しておりますけれども、実績としては45軒の計画に対しまして7軒という事でございす。

それでその際、古く施設を持っておられる方の中で、10年以上経過しているところですね、そういう方のご相談が数多くありましたので、今年度はですね基準を見直しまして、そういう方も含めて普及出来るように処置した次第でございす。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。他に。8番。

○8番（大沼恒雄議員）8番、大沼ですけど24頁、これは企画費の中身で17節。公有財産の購入費の6,750千円についてなんですけども、これはどこの土地を買う予定でどうして買えなかったのかという事の説明をお願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）地域振興課長。

○地域振興課長（松田剛課長）今、大沼議員さんに言われた関係の土地購入費の関係ですね、一応予定ではですね、JR敷地と若干そこに付随する民有地という考えをしております。ただ、先ほども財政課長いいましたように、道々の線形の関係が出来ておりませんので、次年度に繰越しという事で計画しております。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員）もう1点ちょっとお尋ねしたいのですが、雪山センターの関係で、これは13年の9月に議会の方で用地購入の予算を出しているのですね。それで、1月に地権者との本契約というふうになっているのですが、そういった方面のお金というのは、例えばこの3月のこれには出てこないのですか。

○議長（吉田好宏議長）休憩します。

14時53分 休憩

14時55分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会を致します。他に。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第37号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第4、議案第38号 平成13年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（半田昭雄園長）議案第38号 平成13年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成13年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年3月7日提出、沼田町長名でございます。

[以下、補正予算第3号内容説明]

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第38号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第5、議案第39号 平成13年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（野原耕次園長）議案第39号 平成13年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成13年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年3月7日提出、沼田町長名でございます。

[以下、別冊補正予算第3号内容説明]

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第39号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第6、議案第40号 平成13年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第40号 平成13年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成13年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年3月7日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第4号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第40号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第7、議案第41号 平成13年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）議案第41号 平成13年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成13年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年3月7日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第3号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番。

○8番（大沼恒雄議員）歳出の関係で、介護サービスの関係が1,200万ほど減額になっていますね、これは利用されなかったというのは分かるのですが、特別な何か理由というのはあったのでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）この介護保険というのは、平成12年からスタートしまして、その年度当初の時にですね3年間の利用というのが俗に国のワークシートといいまして、沼田町の場合は～～は色々な関係でどのくらいの利用率があるかというのが決定される訳ですね。それによって、3年間になんぼ使うというのが決められまして、そのルールで12年度はなんぼですよ、14年度はなんぼですよというように決まってしまうのです。1番最初のルールに従ってやっているものですから、実際その計画の中では途中で亡くなられたり、移動したり色々な事が重なっておりまして、最終的に当初計画たてた予算からみますと大体平均しますと、3人、4人が利用しなかったという結果になったという事でご理解頂ければと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。ほかに、7番。

○7番（橋場 守議員）例えば、年金が少なくて実際に介護保険も10割取られるようになったと、保険料も半分から10割とられるようになって、とても介護はこの自分の収入からみたら、介護は受けられなかったと、受けられないという遠慮するような人達はいなかったのかどうか、ちょっと聞きたい。

○議長（吉田好宏議長）はい。健康福祉課長。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）その辺の経過につきましては、今の給付費の減というのは、それぞれ旭寿園とか施設入所の関係が中心となっている訳ですね。それに伴いまして、それぞれそういう方々には減額補正とか、介護給付費なんかにつきましても、ご承知のように5段階に分けて、そういう方はそういう方で、～～しながらやっていくと、また色々なこちらの全体の経費の中からですね、利用者で支払いが出来ない方には、～～の減額措置の補償制度もやっております。そちらの方でそういう補償制度をやっておりまして、入所される方がお金が無くて入れなかったという、その辺の実態までは、たまたま申請主義やっておりますものですから、ちょっとそういう方がいたかないかは、ちょっとこちらの方では掴めない現状になっております。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。はい、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第41号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第8、議案第42号 平成13年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第42号 平成13年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。平成13年度沼田町老人保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年3月7日提出、沼田町長名でございます。

[以下、補正予算第3号内容説明]

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第42号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第9、議案第43号 平成13年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第43号 平成13年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成13年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年3月7日提出、沼田町長名でございます。

[以下、補正予算第4号内容説明]

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第43号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第10、議案第44号 平成13年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第44号 平成13年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成13年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成14年3月7日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第4号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番。

○10番（山木一男議員）10番。12頁の、原水の受水費が220万ほど減額になっているのだけれども、これは企業団が値下げしてくれたからなったのか、或はあまりにも水が高いから住民が使わなくなったのか、どちらなのかちょっと教えて下さい。

○議長（吉田好宏議長）はい。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）ご質問の受水費の減でございますけれども、有収率がですね向上しております、そのために受水費減になった現象が出ていると思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。はい。質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第44号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

(延会宣言)

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本日の会議は、これで延会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決しました。本日は、これにて延会します。大変、ご苦労様でした。

15時42分 延会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員